

【新型コロナウイルス対策編】

避難所開設・運営マニュアル

2021年(令和3年)4月

市原市 危機管理課

目 次

第 1	避難所の過密防止	1
1	避難所以外への避難の呼びかけ	1
2	予備避難所の確保（風水害）	4
3	感染症対策物資の備蓄	5
4	避難所でのスペースの確保	6
5	滞在スペースでの広い通路の確保	6
第 2	避難所の問診所・受付と避難者名簿の作成	9
1	避難者名簿記入用紙の準備	9
2	避難者名簿の記入	9
3	避難者の体調確認	9
第 3	感染が疑われる避難者の受け入れ対応	11
1	避難所の専用スペースの確保の検討	11
2	避難者の体調確認	11
3	感染が疑われる避難者等の案内	12
4	感染が疑われる避難者等の定期的な健康観察の実施	12
5	感染が疑われる場合の連絡要領	12
第 4	避難所の感染防止対策	17
1	避難時に持ち出す衛生用品等の各家庭での準備	17
2	避難所でのマスク着用、手洗い、咳エチケットの徹底	17
3	市職員等の感染防止	17
4	避難所内の換気と清掃の徹底	17
第 5	避難所の消毒	18
1	施設内の消毒	18
2	避難所の閉鎖時の消毒	18

本マニュアルは、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や、新たに得られた知見等を踏まえて、適宜内容の見直し、更新を行います。

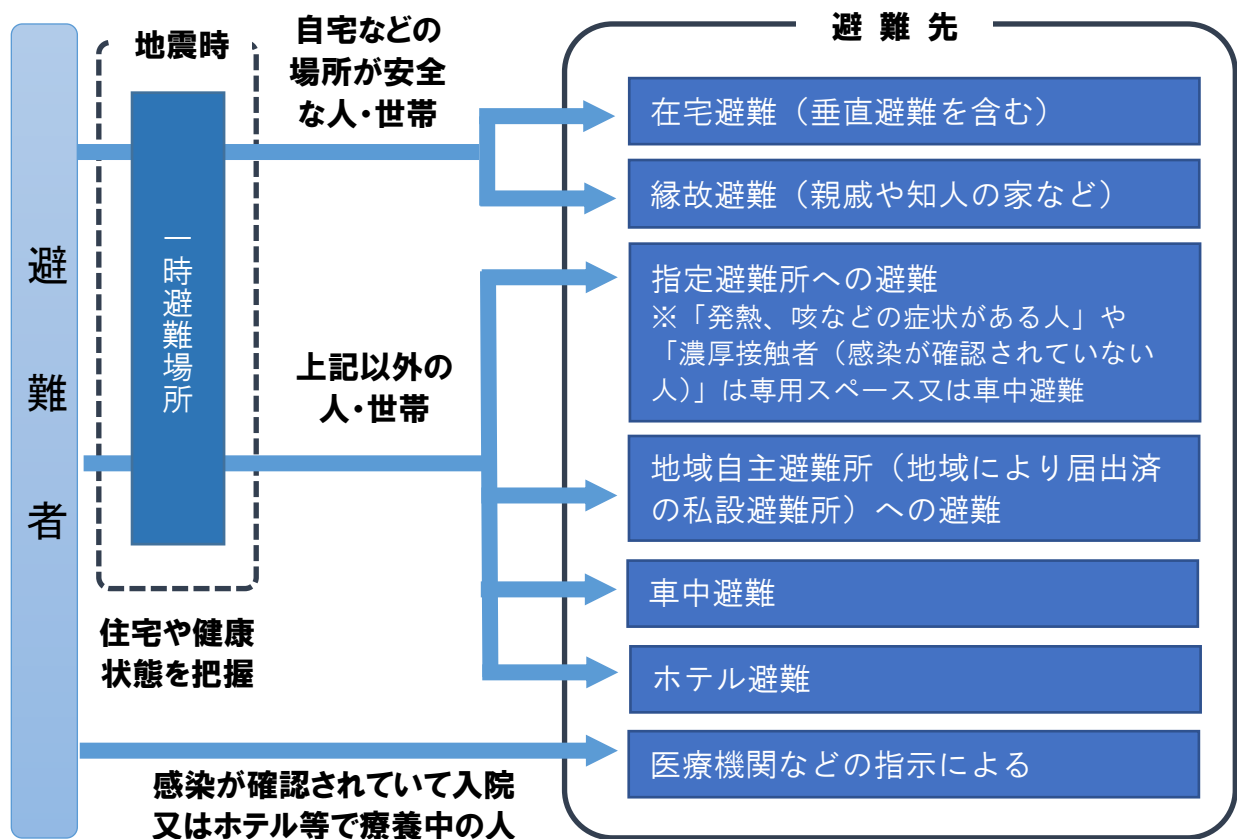
第1 避難所の過密防止

- 新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。
- 避難所に多くの人が集まると、密集状態になりやすくクラスターの発生や感染拡大のおそれも高まります。避難先の分散とともに、避難所に十分なスペースを確保できるよう努めます。

1 避難所以外への避難の呼びかけ

- (1) 「避難」とは、「難」を「避」けることであり、**安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません**。安全な地域では、自宅に留まる在宅避難も避難行動の一つです。
- (2) 避難先は、指定避難所だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難することも重要な選択肢の一つです**。
- (3) 大雨時に在宅避難が可能な地域かどうかを、『市原市防災マップ』や各種ハザードマップで確認しましょう。

■ 災害時の避難先の考え方



「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、危険な場所にいる人は
避難することが原則です。

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- マスク・消毒液・体温計が不足しています。
できるだけ自ら携行して下さい。
- 市町村が指定する避難場所、避難所が
変更・増設されている可能性があります。
災害時には市町村ホームページ等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。
やむをえず車中泊をする場合は、浸水しない
よう周囲の状況等を十分確認して下さい。

内閣府（防災担当）・消防庁



今のうちに、 自宅が安全かどうかを 確認しましょう！



ハザードマップ

検索

避難行動判定フロー

スタート！

あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は**自宅に留まり安全確保することも可能**です。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は**自宅に留まり安全確保することも可能**です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル**3**が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル**3**が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル**4**が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル**4**が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

※ 在宅避難（垂直避難）、親戚・知人宅、避難所、車中泊、ホテルなど、災害時にとるべき避難先を事前に確認しておくことが重要です。

2 予備避難所の確保（風水害）

多数の避難者によって、早期開設避難所に十分なスペースを確保できない場合は、予備避難所（学校）を活用できるように準備します。

■ 早期開設避難所・予備避難所

地 区	早期開設避難所	予備避難所
姉 崎	姉崎公民館	姉崎東中学校
市 原	八幡公民館	若宮小学校
五 井	国分寺公民館 千種コミュニティセンター 勤労会館（you ホール）	国分寺台中学校 千種中学校 国分寺台西中学校 五井小学校
三 和	三和コミュニティセンター	光風台小学校
市 津	市津公民館	市東中学校
辰 巳 台	辰巳公民館	辰巳台東小学校
南 総	南総公民館	南総中学校 鶴舞小学校
加 茂	加茂公民館	加茂学園
有 秋	有秋公民館	有秋西小学校
ちはら台	ちはら台コミュニティセンター	ちはら台西中学校

※ 予備避難所については、気象状況・災害状況・避難状況等を勘案し開設します。

※ 地震時は、市内全域の指定避難所を開設する予定です。（避難所となる施設が被災している場合は、避難所として開設しません。）

3 感染症対策物資の備蓄

従来の備蓄品に加え、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営に必要な物資を備蓄します。

各備蓄品は順次購入し、早期開設避難所・予備避難所から優先的に備蓄を進めていきます。

■ 感染症対策の備蓄品

NO	備 蓄 品	用 途
1	○マスク	受付時配布用（原則、避難者が持参）
2	○フェイスシールド	受付・専用スペース用（従事者用）
3	○メディカルエプロン	受付・専用スペース用（従事者用）
4	○非接触型体温計	問診時検温用（定期検温用は避難者が持参）
5	アルコール綿	体温計等の消毒用
6	○防護服セット	専用スペース用（従事者用）
7	○N95マスク	専用スペース用（従事者用）
8	○アルコール消毒液（手指用）	手指消毒用（各入口等に配置）
9	○アルコール消毒液（施設用）	施設消毒用（塩素系漂白剤で代用可能）
10	消毒用ペーパー	施設消毒用
12	○液体石けん	手指衛生の確保
13	○使い捨て手袋	手指衛生の確保
14	○防虫剤	密閉防止対策用
15	血栓防止ソックス	車中泊用
16	○ブルーシート	ゾーニング用
17	ワンタッチパーテーション	専用スペース用、飛沫防止用、要配慮者用
18	ダンボールベッド	専用スペース用、飛沫防止用、要配慮者用
19	○養生テープ	滞在スペース等の区切り用
20	○コンテナ（台車付き）	感染症対策用品等の収納用
21	自動ラップ式トイレ	専用スペース用
22	自動ラップ式トイレ用パイプフレーム	専用スペース用
23	トイレ用ワンタッチパーテーション	専用スペース用

※ ○印は、地震時に全ての避難所にも対応できるよう準備します。

■ 滞在スペースの設営例

(1) 一般避難者の滞在スペース設営例

【目印による滞在スペースの確保】

- ・メジャーやロープを利用し、等間隔に養生テープ等で目印をつけ、滞在スペースの間隔を確保します。体育館以外にも、会議室や多目的室、特別教室なども同様に滞在スペースの間隔を確保することに留意します。



【ブルーシートやマイルディシートによる設営】

- ・ブルーシートなどで区画の位置を明示し、隣の区画と2 mの間隔をとります。
- ・シートの上に、避難者の占有位置がわかるように、1 mから2 mの間隔を空けて毛布を置きます。



(2) パーテーションを利用した滞在スペース設営例

- ・パーテーションは数に限りがあるため、①感染が疑われる避難者等の専用スペース、②要配慮者の優先順に、家族単位で使用します。
- ・通常、会議室や多目的室、特別教室などを利用しますが、使用可能な部屋数によっては、下の一例のように体育館内に設営することがあります。

〔一例〕 2 m幅の通路を設けて設営（向かい合わせでなければ1 m幅でもよい。）



〔一例〕 背中合わせで設営



第2 避難所の問診所・受付と避難者名簿の作成

- 避難所で感染者が発生した場合に備えて、避難者名簿を必ず作成し、健康チェックシートと合わせてファイルに保存します。

1 避難者名簿記入用紙の準備

避難者名簿記入用紙を準備し、避難者の情報を記録します。避難所で感染者が発生した場合の追跡に役立ちますので、あらかじめ印刷し準備しておきます。

2 避難者名簿の記入

- (1) 全ての避難者に避難者名簿の記入をお願いします。
- (2) 避難者名簿を記入してもらう際に、受付の列が密にならないよう注意します。
- (3) 受付する職員（市職員が不在の場合、施設管理者などが行う場合もあります。）は、マスク・フェイスシールドを着用してください。
- (4) 避難者名簿は、健康チェックシートと合わせてファイルに保存します。避難所を閉鎖した後は、危機管理課へ提出してください。

3 避難者の体調確認

- (1) 避難所の問診所では、保健師（原則として早期開設避難所）又は職員による問診や「健康チェックシート（問診用）」に基づき、避難者への聞き取りや現在の症状（熱・咳）など、避難者の健康状態を確認します。（市職員が不在の場合、施設管理者などが行う場合もあります。）
- (2) 問診所・受付では、避難者の列が密にならないように間隔をあけて並びます。



（左）問診所による健康チェックの様子



（右）受付での避難者名簿記載の様子

■ 避難所における問診所・受付要領(例)

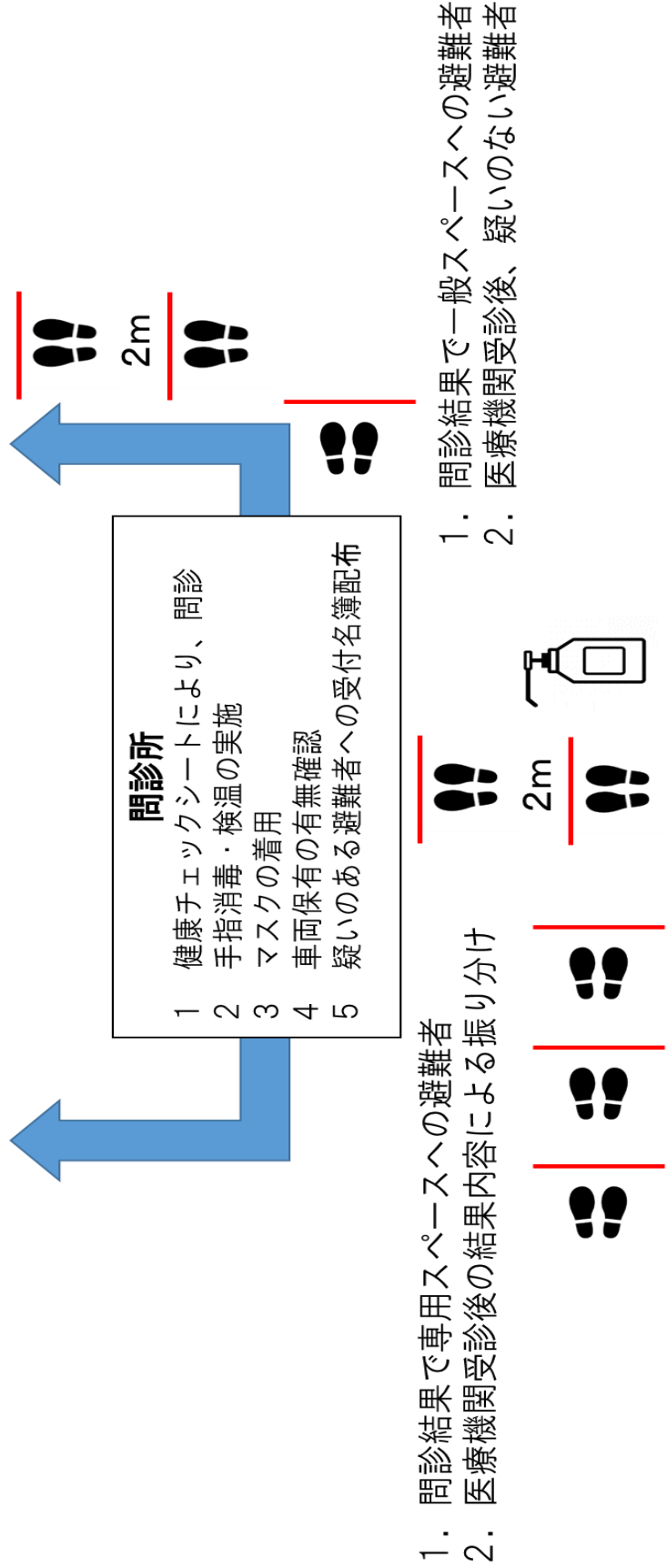
避難所における受付要領

専用スペース避難者

- 1 避難者名簿記入は、各専用スペース等で行い、職員が事後回収
- 2 車両避難者への細部明示
- 3 医療機関受診後、問診所に報告

一般スペース避難者受付

- 1 避難者名簿に記入
- 2 一般スペースの細部明示
- 3 車両・ペットの確認、場所指示
- 4 避難所運営の支援依頼



第3 感染が疑われる避難者等の受け入れ対応

- 感染が疑われる避難者等も、災害から命を守るための避難時は避難所に受け入れます。
- 受付前の問診所において避難者の健康状態を確認し、感染が疑われる避難者等は、自家用車又は専用スペースでの一時避難を行っていただきます。
- 地震時は、各町会レベルで各町会等の一時避難場所において事前に住宅の状況や健康状態等を確認してもらい、避難者の状況に応じた適切な行動をお願いします。

1 避難所の専用スペースの確保の検討

- (1) 感染が疑われる避難者等は、一般の避難者や要支援者とは、空間や動線を分けて接触を避けます。
- (2) 感染が疑われる避難者等のための「専用スペース」の設置場所や、専用のトイレ・手洗い場などについて、施設管理者と事前に協議しておきます。
- (3) 感染が疑われる避難者等が多数避難した場合、複数の専用スペースが必要になることがあります。「避難者の滞在スペースと振り分け（例）：13ページ」を参考に、次のとおり感染が疑われる避難者等のゾーニングを行います。

専用スペースA…新型コロナウイルスに感染の疑いがある者

専用スペースB…体調に問題はないが、2週間以内の渡航歴や感染者と濃厚接触の疑いがある者

専用スペースC…風邪など感染症以外の体調不良者

2 避難者の体調確認

- (1) 避難所の問診所では、保健師又は職員による問診や「健康チェックシート（問診用）」に基づき、避難者への聞き取りや現在の症状（熱・咳）など、避難者の健康状態を確認します。（市職員が不在の場合、施設管理者などが行う場合もあります。）
- (2) 問診所・受付では、避難者の列が密にならないように間隔をあけて並びます。

3 感染が疑われる避難者等の案内

- (1) 保健師又は職員の「健康チェックシート（問診用）」による問診により、感染が疑われる避難者等については、自家用車又は専用スペースに移動してもらい、その場所で「避難者名簿」の記入をお願いします。
- (2) 問診所で確認した感染が疑われる避難者等を可能な限り別経路で「専用スペース」に誘導します。「専用スペース」が確保できない場合には、「自家用車」での避難をお願いします。
- (3) 市職員や施設職員、ボランティアなど（以下、「市職員等」という。）は、必要がない場合は専用スペースに立ち入らないようにし、専用スペースで活動する人を限定し、感染拡大防止に努めます。

4 感染が疑われる避難者等の定期的な健康観察の実施

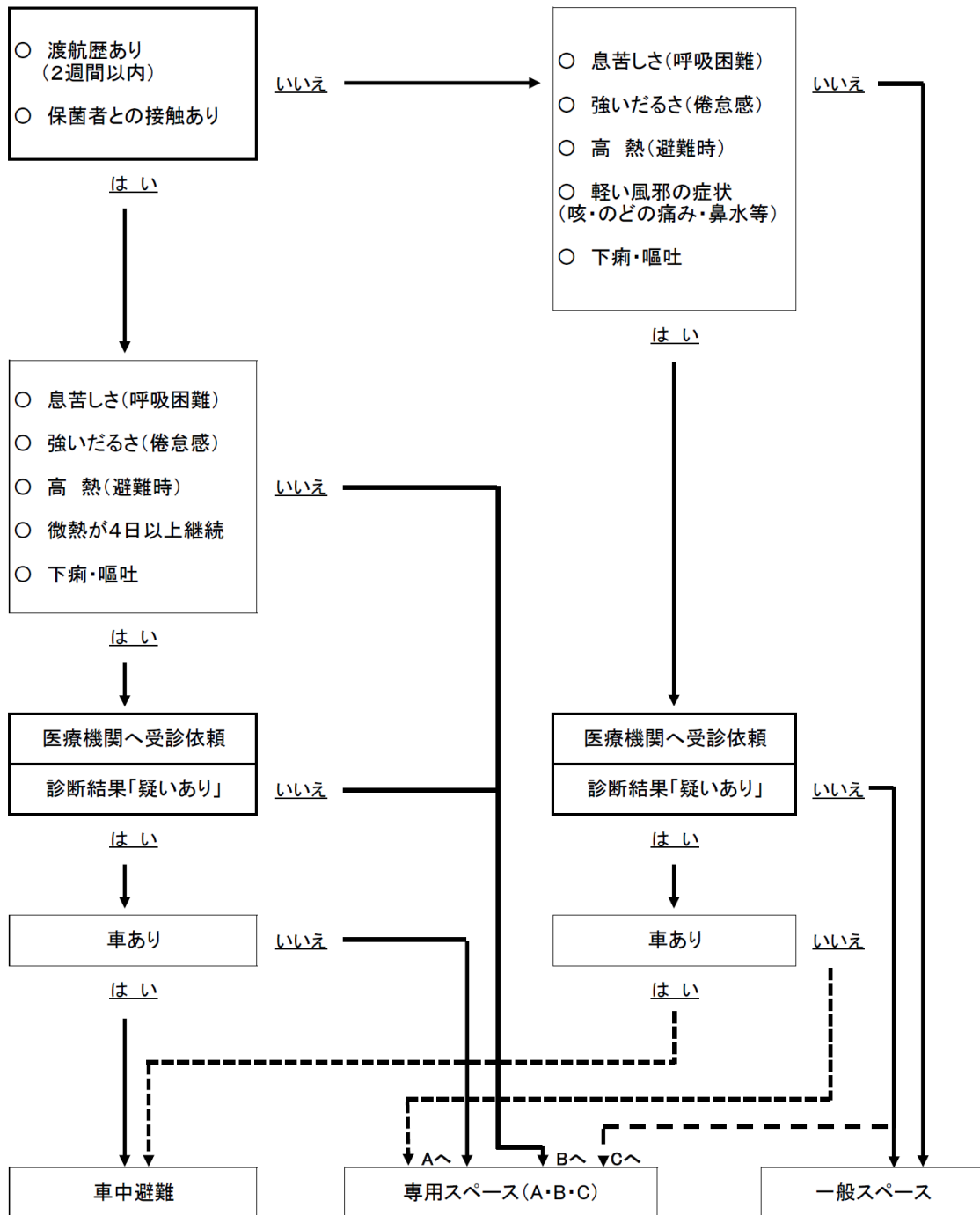
定期的に検温して体温を記録するほか、「健康チェックシート（避難者本人記載用）」により、体調について毎日記録します。

5 感染が疑われる場合の連絡要領

- (1) 避難者が問診により新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、下記のとおり連絡します。
 - 保健師は「保健センター」へ、市職員は「災害対策本部」へ、それぞれ状況を報告し、指示を仰ぐ。（指示があるまで、避難者は専用スペース又は自家用車で待機してもらう。）
- (2) 感染が疑われる避難者に対し、災害対策本部からの指示内容を伝達し、かかりつけ病院等の医療機関に本人から電話連絡の上、受診をお願いします。
- (3) 医療機関からの受診結果の連絡により、医療機関等から指示された施設への移動又は感染が疑われる避難者等の専用スペースや自家用車へ移動してもらいます。

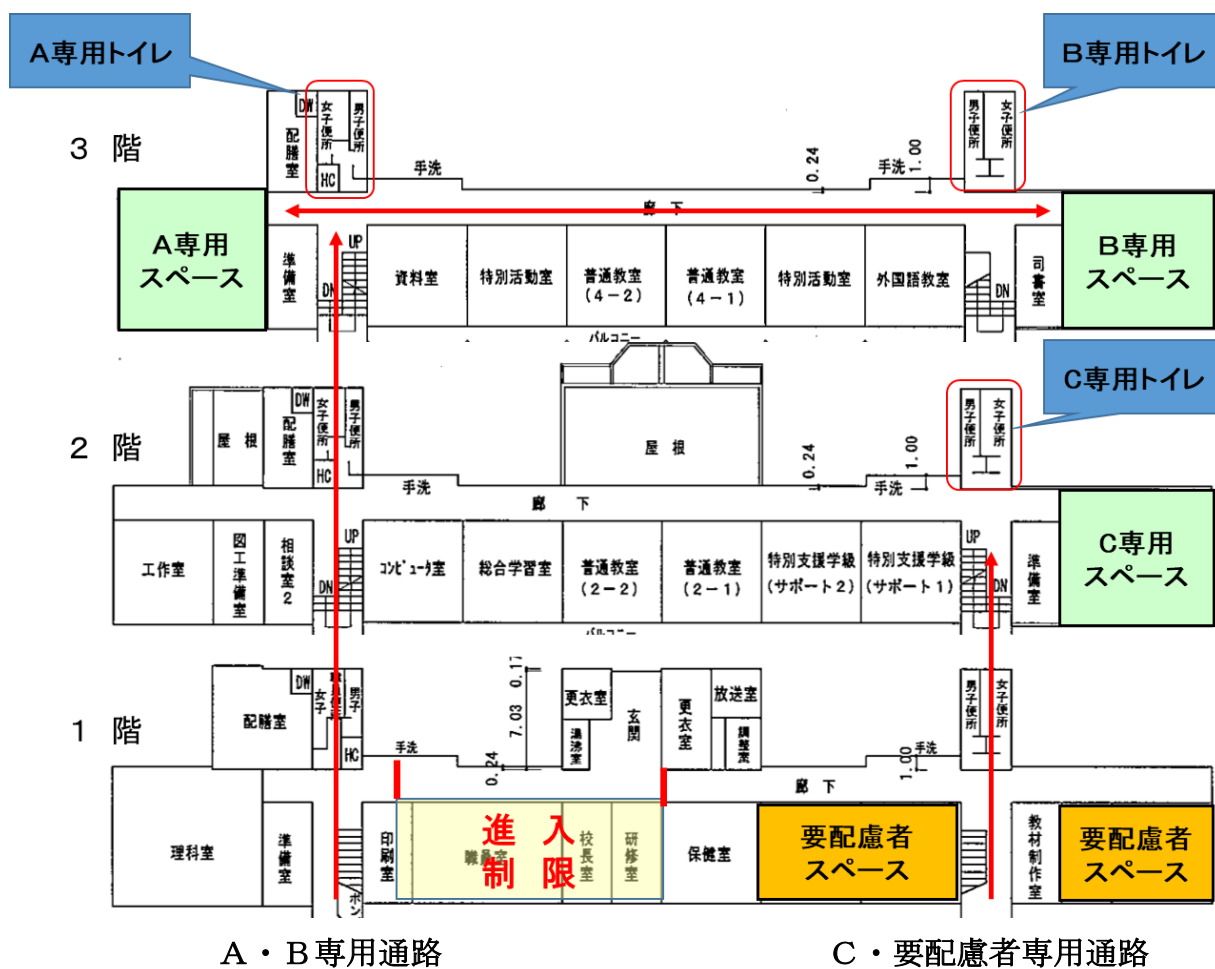
■ 避難者の滞在スペースと振り分け(例)

1つでも該当する場合：はいへ



■ 専用スペースの配置(例)

- (1) 専用スペースと一般スペースの間には境界線を設け、避難者が行き来しないようにします。(衝立表示又は床に×表示を行う。)
- (2) 可能な限り出入口・トイレ・手洗い場などを分け、専用スペースの避難者と一般の避難者の動線が交わらないようにします。



健康チェックシート(問診用)

健康チェックシート

(問 診 用)

避難所名 _____

氏 名	現在の状態 (該当するものに○を付けてください。)	判定結果
	近日渡航歴 有・無 ※14 日以上経過 保菌者との接触 有・無 自覚症状なし 体温 (° C)・強いだるさ・強い息苦しさ・咳 ・のどの痛み・鼻水・下痢・嘔吐 なし	車中 専用 (A・B・C) 一般
	近日渡航歴 有・無 ※14 日以上経過 保菌者との接触 有・無 自覚症状なし 体温 (° C)・強いだるさ・強い息苦しさ・咳 ・のどの痛み・鼻水・下痢・嘔吐 なし	車中 専用 (A・B・C) 一般
	近日渡航歴 有・無 ※14 日以上経過 保菌者との接触 有・無 自覚症状なし 体温 (° C)・強いだるさ・強い息苦しさ・咳 ・のどの痛み・鼻水・下痢・嘔吐 なし	車中 専用 (A・B・C) 一般
	近日渡航歴 有・無 ※14 日以上経過 保菌者との接触 有・無 自覚症状なし 体温 (° C)・強いだるさ・強い息苦しさ・咳 ・のどの痛み・鼻水・下痢・嘔吐 なし	車中 専用 (A・B・C) 一般
	近日渡航歴 有・無 ※14 日以上経過 保菌者との接触 有・無 自覚症状なし 体温 (° C)・強いだるさ・強い息苦しさ・咳 ・のどの痛み・鼻水・下痢・嘔吐 なし	車中 専用 (A・B・C) 一般

確認者：

健康チェックシート(避難者本人記載用)

健康チェックシート (避難者本人記載用)

居住組	氏名(ふりがな)	年 齢

避難所名

月 日(曜)		/ (日)		/ (月)		/ (火)		/ (水)		/ (木)		/ (金)		/ (土)	
体 温		朝	℃	朝	℃	朝	℃	朝	℃	朝	℃	朝	℃	朝	℃
		昼	℃	昼	℃	昼	℃	昼	℃	昼	℃	昼	℃	昼	℃
		夕	℃	夕	℃	夕	℃	夕	℃	夕	℃	夕	℃	夕	℃
息苦しさ	☆1つでも該当すれば「はい」に○ ・息が荒くなった(呼吸数増) ・急に息苦しくなった ・少し動くと息が上がる ・胸に痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・肩で息したり、ゼーゼーする	はい	いい	え	はい	いい	え	はい	いい	え	はい	いい	え	はい	いい
におい・味	においや味を感じない	はい	いい	え	はい	いい	え	はい	いい	え	はい	いい	え	はい	いい
せき・たん	せきやたんがひどい	はい	いい	え	はい	いい	え	はい	いい	え	はい	いい	え	はい	いい
だるさ	全身のだるさがある	はい	いい	え	はい	いい	え	はい	いい	え	はい	いい	え	はい	いい
吐き気	吐き気がある	はい	いい	え	はい	いい	え	はい	いい	え	はい	いい	え	はい	いい
下 痢	下痢がある	はい	いい	え	はい	いい	え	はい	いい	え	はい	いい	え	はい	いい
その他	☆その他の症状がある ・食欲がない ・鼻水・鼻づまり、のどの痛み ・頭痛、関節痛や筋肉痛 ・一日中気分がすぐれない ・からだにぶつぶつ(発疹)が出ている ・目が赤く、目やにが多い など	はい	いい	え (具体的症状)	はい	いい	え (具体的症状)	はい	いい	え (具体的症状)	はい	いい	え (具体的症状)	はい	いい
チェック欄															

第4 避難所の感染防止対策

- 多くの人が滞在・生活する避難所は、感染症が広がりやすい場所です。避難者も市職員等も、マスクの着用やこまめな手洗い・うがいを励行するとともに、定期的に施設内の消毒を行うなど感染を予防します。
- 避難所内が密閉した空間にならないよう、各部屋をこまめに換気します。

1 避難時に持ち出す衛生用品等の各家庭での準備

マスク、手洗い用石けん、アルコール手指消毒剤や体温計など、避難所や親戚・知人宅等に避難する時にいつでも持ち出せるよう、各世帯に準備を呼びかけます。

2 避難所でのマスク着用、手洗い、咳エチケットの徹底

- (1) 避難者はマスクを着用します。マスクのない避難者には、避難所用に準備しているマスクを配布します。(ただし、数量には限りがあります。)
- (2) 手洗いや咳エチケットを呼びかけるポスターなどを活用し、こまめな手洗いを呼びかけます。また、断水している場合は、アルコール手指消毒剤を活用します。

3 市職員等の感染防止

- (1) 避難所運営に携わる市職員等は、避難所内ではマスクを常時着用し、こまめな手洗いや手指消毒を励行します。
- (2) 感染が疑われる避難者等の専用スペースにむやみに立ち入らないようにし、専用スペースで活動する従事者も最低限にします。感染が疑われる避難者等の専用スペースに立ち入る場合には、N95マスクやフェイスシールド、防護服を着用します。
- (3) 食料や物資等を配布するときは、避難者が配布場所から各自受け取るようにし、配布場所が密にならないように注意します。また、各専用スペースの避難者への配布場所も設置し、専用エリアから出ないようにします。感染が疑われる避難者等の車中避難については、防護服を着用した市職員等が配布します。

4 避難所内の換気と清掃の徹底

- (1) 室内の換気は常時もしくは頻繁(1時間に2回5分から10分程度)に行います。
- (2) ごみは世帯ごとに小さな袋にまとめて排出するように呼びかけ、特に使用後のマスクやティッシュ等のごみは袋に入れ、空気を抜き密封して排出します。
- (3) ごみ出しや、回収作業の後には、必ず手洗い・手指の消毒を行います。
- (4) 滞在スペースや共用部分は、消毒と併せ毎日清掃を行います。

第5 避難所の消毒

- 避難所内のよく手を触れる場所を中心に、こまめに消毒を行い、接触による感染を予防します。
- 避難所を閉鎖するときは、使用した場所の消毒を行います。

1 施設内の消毒

- (1) 消毒液を使い、よく手を触れる場所（テーブル、イス、手すり、ドアノブなど）を中心に、床や窓を含めこまめに拭き掃除をします。
※塩素系漂白剤を使用する時には、手袋を着用しましょう。
※手指の消毒には使えません。
- (2) 滞在スペースの清掃時にも、消毒を行うよう心掛けます。

手で触れる場所を消毒しましょう

ドアノブや手すりなど、共用の場所は、塩素系漂白剤で作った消毒液で消毒しましょう。**手指の消毒には使えませんので、ご注意ください。**

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方
以下は、製品の例です。商品によって濃度が異なりますので表を参考に薄めてご使用ください。



メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例(水1Lに対する割合)
花王	ハイター	本商品25mL(商品付属のキャップ1杯)
	キッチンハイター	本商品25mL(商品付属のキャップ1杯)
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ	本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ	本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
	キッチンブリーチ	本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)

※[注意]使用にあたっては、商品のパッケージやウェブサイトの説明をご確認ください。上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。表に無い場合、商品のパッケージやウェブサイトの説明にしたがってご使用ください。

[出典]厚生労働省

2 避難所の閉鎖時の消毒

- (1) 避難所になった施設の児童生徒や利用者、職員の安全を守るため、使用した部屋や共用部分は十分な換気を行い、市職員や施設管理者が中心となり、消毒を行います。
- (2) 消毒作業は、塩素系漂白剤を希釈した消毒液を使い、ふき取りにより行います。